

## 男性労働者の育児休業取得率の公表

育児・介護休業法の改正により、従業員が 300 人超え 1,000 人以下の企業の事業主は、男性労働者の育児休業等の取得状況を年 1 回公表することが義務付けられました。

社会福祉法人多摩養育園の男性労働者の育児休業等の取得状況は以下の通りです。

|               | 2024 年度 | 2024 年度 | 2025 年度 |
|---------------|---------|---------|---------|
| 男性労働者の育児休業取得率 | 66%     | 66%     | 50%     |